

○辻室長 それでは、資料4をご覧いただければと思います。これは先ほども少し説明しましたが、日本でも製造・輸入が1,000 t以上の有機化学物質につきまして、これを製造・輸入量のオーダー、つまり10万 t以上のオーダーか、1万 tから10万 tに入っているかというオーダーで並べたものでございます。

オーダーの中では、CAS番号の若い順に並んでおります。このようなリストでございます。

そして、右側の国際的情報収集状況で、「OECDで評価済み」ですとか、「OECDで評価予定」ですとか、あるいはアメリカのプログラムでございます「USチャレンジで情報収集予定がある」という情報を記載しております。

したがって、右の欄が空欄の場合は情報収集がなされていないから、その予定がないというもので、優先的に情報を収集する必要があるという化学物質でございます。

ちなみにその数を申し上げますと、この資料4の全体の数でございますが、CAS番号で数えまして666でございます。

ちなみに、100万 t以上が14、10万 t以上が48、1万 t以上が129、1000 t以上が476でございます。

そのうち、先ほどちょっと申し上げました情報収集がされていないか、その予定がないものが172あります。こういうのを優先的に、情報収集を進めていこうと思っております。

ここを見ますと、例えば量の大きいものでいきますと、アセトアルデヒドとか、あるいは少しめくりますと、インデンとかトリクロロニトロメタンとか、あるいはキノリンというものが、優先的に情報収集を行っていく物質として入っていることがおわかりになるかと思えます。

以上、簡単でございますが、物質リストについての説明とさせていただきます。と思えます。

○池田委員長 このリストをご覧いただくのは今が初めてで、かつ沢山ありますので、すぐに御意見を頂くことはなかなか難しいかもしれません。

事前にちょっと拝見しておりましたら、例えば2ページの空白欄の上から2つ目のところにDL-メチオニンとか出てきまして、物質によっては必ずしも毒性評価が必要でないものもあります。

人健康影響、あるいは生態毒性の評価の必要でないものもあるかもしれません。そういう角度からの評価はまだしてなくて、一定の生産量以上のものを全部集めたという趣旨の表でございます。

○辻室長 申しお忘れかもしれませんが、このリストについても先ほどの本文と同じように、パブリックコメントに付して意見をいただこうかと考えております。

それから、この取扱量のオーダーですが、平成13年度の実績数量をもとにして、どの取扱量オーダーに入るかを決めておりますので、現在の数字と少し変わるところもありますが、直近で使用可能な数字ということで、13年度実績を使用させていただきました。

○池田委員長 どうぞ。

○中杉委員 当然全部見られないので、ざっと眺めていて気になったのが幾つかございまして、ちょっと質問させていただきます。

まず、アセトアルデヒドが収集の予定がないというのは、これはもうほかでもいろいろやられているから、ここであえてやる必要はないという判断で、このチャレンジでは抜いているのですか。非常に世に出ていて、明らかに問題があるというふうで、これは両方集めなければいけないだろうと思えますけれども、なかなか評価も難しい話かなと思えますが。

これが抜けていると、何か説明が必要な感じがするので、これは一つ説明をしていただいた方がよろ

しいのかなと。

○辻室長 アセトアルデヒドが抜けていたのは、多分さまざまな理由があると思うんですが、OECDでは一体どういう理由で抜けているかというのは明らかにしてないので、本当の理由というのはわからない状況です。

ただ、アセトアルデヒドの場合はそれほど大きな毒性がないというのと、多分分解しやすいとかそういうこともあって、たまたま抜けていたのかなとも思います。

○中杉委員 アセトアルデヒドは環境暴露よりは食品、あるいは特に酒への暴露が非常に大きい。酒で代謝をしてというところが大きいだろうという話がありますので、そういう意味でそっちが問題なのかもしれません。

代謝しやすいというのは、御存じのようにアジア系の人はある割合で代謝しにくい。代謝する遺伝子を欠損している。そこら辺を少し考える必要がある。

世界的に見るとほとんどそういう問題がなくても、特に日本ではちょっと気になるところがあるのかなという感じがするので、何かこの辺説明が少し必要なのかなと思いますね。

○池田委員長 ちょっと御理解いただきたい部分があります。この表で一番右のカラムに何らかのコメント、例えば「OECD評価済み」だとかあるものは外すもので、空白になっているものは取り上げるもの、原則的にですね。

○中杉委員 一応、そこでチャレンジの収集……、いや、これはUSですか。ごめんなさい、私、誤解していました。アメリカでやっているから、これは抜けているものはやるということなんですね。

○池田委員長 原則的にね。

○中杉委員 わかりました。ちょっと私、誤解して。これが収集予定というのは、ここでやる予定のものかと誤解したものですから、済みませんでした。

もう1つ、先ほどちょっと生産量云々の話で申し上げた、このリストの中に1-ジクロロエタンは入っていますか。ちょっと見つけれないのですが。

これは多分、合成の中で、私も明確には把握できていませんけど、どこかでできてきているはずですね。C1から、あそこの塩素クロロメタンからクロロエタンの合成の系統で何か出てくるのではないかと。そういう意味でのことがあるので、一応取り出したものという意味で中間体という整理であれば、それは一つの考え方だと思いますので、それは結構です。

先ほど「中間体」という言葉で申し上げたのは、いわゆる反応系統の中で動いてくるという、確かある程度の量であるんじゃないかなと私は認識をしていたものですから、どうなのかなと。それはそれでいいのですが。

もう1つは、1-クロロエタンは、地下水の中でかなり高濃度で、高頻度で見つかってきます。これは必ずしも1-ジクロロエタンが入るのではないのですけども、例えばトリクロロエタンからできてしまうというたぐいの、環境中でできてしまうというたぐいのものがありまして、そういうものはこの中に入ってこないのですね。

そういうもので一度評価をしておかなければいけないと思っているのですが、毒性のデータがなかなかない。なぜないのかよくわからないのですけども、できればそういうものを考えていただければというのが、一つの提案とさせていただきます。

これは多分、メーカーの方が手を挙げられるのがひょっとしたらないのかもしれませんが、国の方でできればやっていただきたい。

それから同じようなことが、ずうっと後ろの方にクロトンアルデヒドという化合物がございます。これは環境省での黒本、今ちょっと名前は変わりましたが、あの調査の中で見つかったデータを、信頼性があるかどうかはともかくとして、発がんのポテンシーのデータが、EPAの人が表にして書いていたものを使って計算をすると、かなりの濃度で高い発がんのリスクになるという計算が出ていて、少し気になっているものですから、これについても実際の環境濃度と、そういうふうなデータと比べると、ちょっと気になるな、調べておく必要があるんだなと思っているんですが、なかなか毒性データがはっきりしていない。

そういう意味では、EPAの方が出して、どういうふうな理由で算定しているのかちょっと調べなきゃいけないですけども、ある程度あって、そういうふうになっていますので、評価をしていただくということができればいいなというのが2つ目です。

その2つぐらい、今気になったものですから。

それから、先ほどちょっと言われた中でトリクロロニトロメタンは、たしかクロロピクリンじゃないですか。クロロピクリンであれば農薬ですから、かなり情報はそろっているはずであります。これは出てこないという話なので、そういう意味では改めて集めるのかどうかという話ですけども、当然農薬の審査をやっていますので、かなりの情報が集まっています、農薬ですと作物残留みたいな話で、当然評価をしているはずですので、そこら辺のところを、これはメーカーの方が出していただけるかどうかの話になってくるかなと思います。そういうものも幾つかあるのかなと思います。コメントでございます。

○辻室長 わかりました。今のような御意見も踏まえて、参考にさせていただきたいと思います。

○池田委員長 どうぞ。

○首藤委員 この資料との関係ですけど、「OECD評価済み」というのと「評価予定」というのがたくさんあるわけですね。それと先ほどの「データベースを構築し」というときに、こういう日本でやったものじゃないのも、当然一緒に出すわけですね。

○辻室長 はい。OECDでのデータも、当然日本はOECD加盟国ですので、日本のこういうデータベースからアクセスが可能になるようにしたいと考えております。

○首藤委員 言ってみれば、日本国内向けのデータベースをもう1つつくるという意味ですか。

○辻室長 はい。これらについては、既に今でもあります。

○首藤委員 あるわけですね。

○辻室長 あります。

○関課長 OECDのHPVプログラムと呼んでおりますが、これについては当然このデータは世界中で非常に使えるものですから、世界中の人がアクセスしやすいように、またわかりやすいようにするにはどうしたらいいかということで、データベースのつくり方をどうしようかという議論を、今まさに検討している最中です。その中に日本も加わっています。

ただ、これは中に入る情報の種類、それから質の検証、さらにそれにかかわる企業の秘密情報等の扱い等々、実はいろいろと解決しなきゃいけない課題が多々あります。そういうわけで、一朝一夕にできる話じゃなくて、多分色々な試行をしながら2年ぐらいの期間を設けて、形づけていくんじゃないかなと思っています。

既に日本としては、例えば化審法関連で集めたデータは、化審法を参照する体制ではありますけども、先ほど申し上げたNITEの方で、まず一義的にデータが取り入れるような体制をとっておりますから、

そういうものを活用して、なるべくアクセスしやすいような形にしていきたいと考えております。

○池田委員長 どうぞ。

○小倉委員 先ほどからのお話で、このリストの対象物質ですが、一つ、「OECD評価済み」というのはいいんですけども、「OECD評価予定」につきましては、例えば今走っているコンソーシアムがうまくいかないケースも出てくるわけですね。

ですからそういう意味では、今後将来、また対象に戻ってくるというケースもあると理解しています。

それからもう1つ、産業界としては、例えば先ほどの中間体とかそういう形のものにつきましては、今回のプロジェクトの目的といいますのが、暴露の多いものを優先的にやっつけていこうという考え方に立っていると思っています。

したがって、産業界なりの取り組み順序といいますか、プライオリティーづけは当然出てくると思っています。

それから、例えば中間体ですと、一応今回のプロジェクトはOECDのプログラムに準拠しているというふうに理解しておりますけども、OECDのHPVプログラムの場合には、中間体というのはいわゆる取り組みをディスカレッジするというふうに明確に書かれていまして、暴露が検出モニタリングで出るということがありますと、当然優先順位が上がってくるわけですが。私どもとしては、そういう観点も織り込みながらやっていきたいなと思っています。

それからデータ公表といいますか、そちらについての要望でございます。現在御存じのように、欧州の新しい化学品規制、REACHの審議が進んでおりますけども、ここではいわゆるデータがすべて有償となってまいります。

ということで、例えば今、OECDのHPVプログラムで起こっております問題というのが、OECDの公表されたデータをそのままそっくり使うと、例えばREACHの登録に使えると。そうしますとコンソーシアムにも入っていない、何もやってないところがただ乗りできるといいますかね。

今現在、ですから欧州委員会とOECDの間では、いわゆるもとの一番オリジナルのデータにアクセスできるという権限を、データの所有者が認めた場合にのみそれを使っていいと。これはあくまでも登録にですね。

ですからこれを、例えばいろんな公共の目的のためにデータを使っていくということですけども、その登録に使うというときにはそういう条件をつけるという話が、現在、欧州の中でも議論されております。

そういう意味で、いわゆるデータの所有権が、国際的にも今後どう整理するかといういろんな問題が出てこようかと思っております、いわゆるデータベース、あるいはデータ公表という観点からも、一度ぜひ整理もやっていただきたいなと思っております。

○池田委員長 小倉委員にちょっとお伺いしたいことがあります。先ほどの首藤委員からの御質問とも関連するのですが、OECDのHPVプログラムの中でのデータは、例えばSIAMだとかは公表されますから、今の議論には引っかからないのでしょうか。

○小倉委員 ですから今申し上げましたのは、いわゆる公表データを使って、それを何かほかの登録とか、そういう目的に使うという場合の権利関係という格好ですね。

○池田委員長 知的所有権。

○小倉委員 そうです。

○池田委員長 越智委員、どうぞ。

○越智委員 ちょっと恥ずかしい質問になるかもしれませんが、P R T R対象物質は、選定の時点でハザードと暴露のリスク評価に基づいて、現時点の物質が選定されたと理解しておるんですが、それとここで言う評価済みとの関係ですが、P R T R対象物質は、すべて評価済みの物質ということにつながるのでしょうか。

○辻室長 いえ、すべてが評価済みというわけではございません。P R T R対象の中でも、ここで言いますとOECDで評価済みか、あるいはデータ取得中というのはもちろんそこに明記されておりますが、P R T R対象だからといって取得済みと、一義的に考えているわけではございません。

○池田委員長 どうぞ。

○中下委員 今のことに少し関連するのですが、そうするとここで書かれているのは、OECDと国際的な情報の有無ということだけに限られていて、先ほどちょっと私からも質問させていただいたように、既に国内であるものもあるわけですよ、この中には、そういうことの表記もあわせてしていただかないと、私たち読み手としては非常にわかりにくい。

例えば、先ほどのアセトアルデヒドなんて、多分、厚生労働省でのリスク指針値を決められたときに、一定程度の評価をされているんじゃないかと思うんですけども、そういうようなものがあるはずなんです。先ほどの農薬の話もそうでしたが、どこかに日本の国内法の中でデータがあると思われるものがあるのですが、そういうことの取り扱いを明記していただいた方がいいんじゃないかと思うのですが。

○辻室長 まず、他法令でいろんな取り扱いがあるもの、あるいはデータがあるものについては、これにさらに加筆したいと思います。

ただ、農薬をどうするかはちょっと難しいところがあるんです。というのは、農薬の場合は製剤として評価されている場合があって、直接化学物質で評価されていない場合があるので、そういう問題点はあるにせよ、化学物質として評価されているものについては、最終的にプログラムを始めるとき、スポンサー募集を始めるときにはわかるように表記したいと考えております。

○中下委員 それともう1点、今の関連なんですけど、そういうものの中で絞り込みをしてスポンサー募集をされるという御予定なんですか。それとも、この白いものは全部スポンサー募集されるのでしょうか。

○辻室長 基本的には白いものは全部募集するつもりです。参考として、ここにこういうので評価をされている、されていないというのを、他法令の場合、こういう規制があるというものを、参考として書くということで対処したいと思っております。

○有田委員 この表を見てもみますと、例えば厚生労働省関係のものが多くて、もちろん例えば消費者団体も、発がん性があるのではないかと言ってきたようなものも白抜きで入っているんで、その評価をしていただきたいと思うんですけども、優先順位が通常であれば非常に低いというふうに扱われるようなものが、白抜きでいっぱい入っているような気がしているんですが、この中で逆に整理をして、白抜きだけの優先順位を今後決めていく、評価していくということではあると思うんですよ。それからスポンサー募集もしていくと思うんです。

特にこの中で、例えば上位に上がってくるものが既にあるのであれば、今後だとは思うんですが、ぱっとこれを見ても申しわけないのですが、ちょっと首をひねってしまいます。

○池田委員長 172物質だけのリストがあると、もう少し見やすかったかもしれませんね。

どうぞ。

○中村委員 今の段階ではなかなか掲載しにくいと思うんですが、資料4のリストで、日本化学工業協

会と輸入協会の方がいられますけども、大体どれだけのスポンサーが名乗りを上げるのかという目算は、現在出ていますか。漏れというか、国がどれだけ関与しなきゃならないかにかかわってくると思うのですけども、どういう感じを持っておられるのか、現段階でわかることで教えていただければと思います。

○辻室長 実はこの物質リストを公表するのはこの場が初めてでして、これはこれからでないところとわかりかねるところです。

○中村委員 それからもう1つよろしいですか、簡単に。先ほど有田委員もおっしゃったんですけども、1,000 t以上の量で一応切っているんですが、1,000 t未満であっても、前回安井委員もおっしゃったんですが、かなりエモーショナルに発がん性があるんじゃないかとか、国民、一般市民が不安に思っているものもないわけではないんです。先ほど田保委員の質問にもあったんですけども、今後の検討課題というふうに理解してよろしいですか。

○辻室長 まず、今回の目的というのは、情報がないやつについては、全部一定のデータをとっていきましょう。これはもくろみなので、今の点、ちょっと外れるんですが、ただ、中でも説明しましたが、国の一つの役割として、環境汚染につながるような化学物質については、たとえこのリストに載ってなくても、すなわち1000 t未満であっても、それは国として環境を守るという仕事の一つですので、積極的に情報をとっていきたいと考えています。

○関課長 多少議論が拡散しているかのように思えるので、あえてお断りしておきますけども、この話が化学物質情報収集のすべてではなくて、むしろ既に我々はたくさんの法令があって、それぞれの法令の中で気にしなきゃいけない物質は当然あり、それに対しての情報収集評価活動があるわけです。それはそのとおり、ちゃんと動いているわけですね。

その上で、そういう網とはちょっと違って、どうもそこからは外れてしまう。しかしやっぱり量は多い、必ずしも物すごく本当に危ない量じゃないかもしれないけど、でもやっぱりデータをとっておいた方がいいだろうとか、その他もろもろ。むしろ、そういう物質がここで拾われているというふうに御理解いただきたい。

したがって、個別の関心事で問題があるとなれば、当然それに対応しなきゃいけない法律の中で、しっかりとそれは当てていきますし、あるいはこのプログラムに関連して、じゃあ、政府としての優先順位でこのデータをとった方がいいねということがあれば、それはもちろんそういうふうにしていくことになると思います。

○中村委員 今おっしゃったこと、よくわかるので、そういうことが何か記録に残るようなことでないと、一般の国民にはわからないところがあるんですね。要するに、いろんな法律でとか、法令でもってカバーされているんだと。カバーされてない、カバーされてないというか、ある一定の量、暴露量、それからハザードの予想できるものについては、今回ちゃんとやるんですよということが、何らかの記録がないと、やっぱり誤解を生むものになるんじゃないかなという、ちょっと懸念があったものですから伺ったんです。

○池田委員長 中杉先生がおっしゃった部分も、それにかかなり近いですね。

どうぞ。

○中杉委員 そういう意味で、先ほど1つだけ気になったというか、中下委員が言われたような話で、1, 3-ジクロロプロペンが水の環境基準が一応できていますので、その面からの評価の情報は一応あるということですね。だからそういうものがもう1つある。

それからもう1つ気になったのは、ぱーっと見たときにちょっと気がついたんですけど、11 ページの

中ごろに、70024-69-0と、70024-71-4があって、69-0はUSチャレンジの方でやる、71-4は白なんですけど、これ実際中身を見てみるとオーバーバイズトというだけで、中身、実際に環境での影響という意味では、見るところは両方同じじゃないかという感じがする。そういうものは、これは外してもいいんだろということ少しあるかもしれませんが、そういう意味でちょっと見ていただければと思います。

○有田委員 ちょっと私の発言が誤解されてもいいけないので。こういう過去に評価されていないものを評価していくことは重要だと思っているので、どうでもいいというふうに思っているわけではなくて、ただそういうときに優先順位が逆に低くなってしまうようなものが、先に目についたということが申し上げたかったんですね。

それから希望ですが、先ほど小倉さんが工業界というか、そちらの方で別に経済産業省と何か話し合いを持っていきたいとおっしゃっていたように聞こえたんですね。もちろん、それはそれでスポンサーの関係などであり得るかもしれないんですけど、3省ということで、官民連携ということで進んでいることですので、何か陰で悪いことをするというふうにとらえているわけではないんですけど、いい方向にスポンサーを募集したり、データを集めるために進める委員会というか、話し合いを持たれるんだというふうに理解してよろしいんですねということで確認させてください。

○小倉委員 ちょっとフォローさせていただきます。私どもは、政府サイドは常に3省というふうに理解しております。3省に分かれていることはいいかどうかというのは、将来の課題かもしれませんが。

それと今、官民連携でもっといろいろ話をさせていただきたいという意味は、政府でないもっていないデータというのがあるんですよ。例えば、産業界ではアクセスできないということもございます。

例えばそういうのを、何かうまい仕組みでお互いに連携しながら、例えば先ほどおっしゃっていたコンソーシアムを組みやすくするために何かうまい手がないかとか、それからもう1つはカテゴリーにつきまして、これはなかなかオールマイティーみたいな感じがしますが、実際に始めますとこれはなかなか難しい議論を呼びかねないところがございます。

前回もちょっと御紹介しましたけども、現在OECDのHPVプログラムで、長鎖アルキルアルコールでしたかな、ちょっとはつきり覚えていませんが、最初40数物質のカテゴリーを組みまして、これにイギリス政府が猛反対しまして、たしか今は4つか5つにカテゴリーを分けてもう一回やり直していると。これは、そのカテゴリーが適正なカテゴリーかどうかというところはかなりあるわけですね。

私どもが今まで政府に申し上げますのは、今回の有害性情報の発信というのは、あくまで従来データが少ないと言われている既存化学物質のデータを、できるだけ整備していくのが目的だと、私ども考えております。そういう意味では、最初から余り重箱の隅をつつつくような形で、例えば信頼性とかカテゴリーの妥当性を議論していくと進まないという懸念もございます。

そういう意味では、リーズナブル、妥当なところでこういうことでまずやってみようと、モデルをとっていきこうということで、とにかく前に一歩進めるというのが、私ども産業界としても大事であると思っていますので、そういう御配慮も、例えば政府とよく話し合っていないというふうに考えておるところでございます。

○池田委員長 どうぞ。

○首藤委員 今のカテゴリー分類とちょっと関係あるんですけども、例えばアルコールでCが10から16、それはカテゴリー分類された品目と考えていいんですか。

○小倉委員 このリストに上がっていますのは、CASナンバーの分類でございますから。

○首藤委員 そういうことじゃないわけですね。そうすると、例えばアルコールCから16という、それがもし1,000tだとすると、それは個々の物質だと分かれるんですか。C16から10を加えて足したものなんじゃないかな。もともとミックスチャーであるもの。

○小倉委員 このCASナンバーでミックスチャーになっております生産量は、ミックスチャーとしての、CASナンバーとしての量というふうに私ども理解していますが、それでよろしいですか。

○辻室長 はい。

○首藤委員 それだけ分類されていると、カテゴリー分類というのは、非常にたくさんのものをまとめちゃうという感じでもなくなるんじゃないですか。

○小倉委員 カテゴリーで一番重要視するのは、個々の例えばCASナンバーのデータを全部逐一とっていかなくても、いわゆる類推で並べてとっていけるところがあるだろうと。これは国際的にも動物愛護とか、いわゆるコストをできるだけ減らすという意味で、カテゴリーを有効利用していこうというのは、ぜひ前に進めないといけないんですね。

ただし、どういうカテゴリーが適切かというところをうまく処理していかないと、なかなか進まなかったり、いろいろ問題はありますと。ですからこれは、ぜひ前向きに進めるということで、カテゴリーの有効利用と。そういう意味で、政府も今回新規性とか開発性という点を非常に重要視させていただいていると思っています。

○池田委員長 どうぞ。

○中下委員 スポンサーを募集されて、手が挙がらなかった物質が出てきた場合には、最終的にどうなさるおつもりでいらっしゃるのでしょうか。

○池田委員長 今、これをごらんいただきましたね。この次の段階はスポンサー募集になります。そこから先どうするかというのが、非常に難しい問題ですね。

その意味では、例えば172の物質でスポンサーがこれだけ見つかりました。あるいは逆に、172には挙がっているけれども、選択するときのプリンシプルが生産量とCASナンバーがあると、2つのカテゴリーですから、必ずしも情報を要らないというものもあるかもしれません。例えば本来、体内に存在している物質とか、いろんなものがあり得ると思います。その辺の評価をどの段階でやるのか、対応をどの段階で考えるのかというのは、今後の作業の内容として非常に大事だと思います。

(2) 今後の予定

○池田委員長 そちらの部分に入って行ってよろしゅうございますか。よろしいですか。

そうしますと、そっちの方に議論を少し進ませていただきます。議題の(2)「今後の予定」に移って行きますが、よろしいでしょうか。

では、どうぞ、事務局からお願いいたします。

○辻室長 今の中下委員の御質問ですけれども、1つとしては、まず、どういう物質が残ってしまったかを明らかにする、当然なんです。それで個々の物質について、なぜ残ったのか。

だから今、委員長の言われましたように、例えば体の中にあるようなもので、これをあえて費用を投じて毒性試験をやる必要がないのかどうかという原因の、1つ1つについて検討していきたいと考えております。その上で評価というのがあるかと思えます。

ですから、本当にここで議論をして、さすがにこれを毒性評価をやる必要はないと思われるのであれば、それはまさにカウントしなくてもいいですし、そうではないものだとそれなりの理由で、やらなかったというのが一つの評価になっていくかと思っております。

この点について今後の進め方について、少し説明します。資料3の7ページに、今後の予定を簡単に書いております。今回この委員会で議論をしていただいたわけですが、一応、委員会だけではなくて、広く意見を聞こうと思っておりますので、パブリックコメントを来週からやっていきたいと思っております。これを3週間か4週間ぐらいやりまして、5月中旬まで募集をしています。

ここで上がってきた意見についてもこちらで整理しまして、必要ならば本文を修正したり、あるいはリストを修正する作業をしたいと思っております。

これを踏まえまして最終的にセットしたものをもとに、5月下旬になるかと思うんですが、いよいよスポンサー募集を開始しようと思っております。

それで、進捗状況については毎年度チェックさせていただいて、この委員会においても、4月ぐらいになると思っておりますが、前の年度の結果こうだったというのをお諮りしまして、その促進策などについてアドバイスをいただこうと思っております。

そして、4年計画で一番メジャーな1000t以上の有機化合物を情報収集しようと思っておりますが、この4年のうち3年がたったところで中間評価をしたいと思うんです。そのときに今のような点も含めて、なぜこの物質がまだ着手されていないのかという点も含めて、御審議いただくことになろうかと考えております。

以上、簡単でございますが、今後の進め方について説明いたしました。

○池田委員長 どうぞ。

○小倉委員 今、スポンサーがつかなかったらどうするんだというお話がございましたけども、具体的に進めるに当たりまして、いろんなケースが出てこようかと思っております。

といいますのは、国際的にUSチャレンジプログラムも進んでおりますし、それから先ほどのREACHの登録も進んでおります。そういう意味では、例えばREACHでコンソーシアムを組んで、特に国内から欧州へ輸出されているような化学物質は、例えばREACHの登録のときにきっちり、海外メーカーと一緒にコンソーシアムを組んでとろうというケース。

あるいは、例えば生産しているけども、非常に赤字で困っていると。ですから、本当にテストをやるのであれば、そのコストをかけるよりも、例えばもうやめようかというふうな、ビジネス上の判断も当然いろいろ出てくるわけでございます。

そういう意味で、ここにリストアップされているものが、全部スポンサーにされないとおかしいということではなくて、個々のケースでフォローしていくべきだと思っております。そして、全体としていかにうまく進めるかという観点で、私どもとしては取り組んでいきたい。

○有田委員 今後の予定にもなると思うのですが、ホームページというか、データベースの表ですが、化学工業会とか専門家の方には、この化学物質総合情報提供システムでわかりやすいと思うんですが、先ほど林さんがおっしゃったように、リスクとかハザードを国民が誤解するのは困るとおっしゃったときに、私もちょっと環境省の関係でかかわっているので、リスクコミュニケーションということで、いろんなツールを考えてきているところがあるんですね。

今日、ファクトシートも準備していただいているので、これが全員の人がすごくわかりやすいかどうかというのはわからないんですけど、でもすごくわかりやすく、関心事項からリスクコミュニケーションが

進むような感じで作られていて、データベース化するときには初心者向けとか何向けとかあるかもしれないんですが、この情報をどんなふうに出していく、対象をどういうふうに考えていくということも含めて、今後検討していただきたいと思っているんですが。

○池田委員長 幸い情報が集まったときに、その情報をどんな形のデータベースに組んでいくかですね。

○中村委員 議論をまた蒸し返して申しわけないのですが、小倉委員がおっしゃったように、だれも手を挙げなかった物質はどうするのかということに関連するのですが、企業は商売にならなければやめちゃうケースだって、当然あり得ると思うんです。

ただ、代替物があればやめても構わないと思うのですが、代替物がない場合、それは国が責任を持って、きちんと安全情報等々のデータを集めてデータベース化するという理解でよろしいのか。そういうことを含めて、もう少し専門家会議で検討をされるのか。その辺を少し確認させていただければと思います。

○辻室長 この事業は、自主的な取り組みということで参加していただきますので、いろんな事情でスポンサーの手が挙がらないという物質が出てくるかと思います。それは個々にどういう事情かを確認させていただいて、その中で本当にこれは放っておくと手が挙がらないという物質であって、かつ有害な知見が散見されるようなものについては、これはやっぱり国がとっていかないといけないと考えております。

あとは個別に、個々の物質での判断をしていこうと考えております。

○池田委員長 どうぞ。

○中杉委員 進め方ということではなくて全般についてですが、お願いをしておきたいのは、動物試験でも生態毒性の試験でもそうなんですけども、実際に暴露されているものはどんな形になるか。先ほどカルシウム塩という形がありましたよね。ああいうものはカルシウム塩の形で、例えば水生生物の試験なんかは暴露されるわけではない。

そのほかに、要するに環境中に入ったときに、例えば試験方法で水に触れたら分解してしまう。シランなんかどうなんだろうっていう。何の試験をやっているかということをやっと見ていただく必要がある。これはそこでやめてしまうのかどうかというのは、これは化審法みたいに易分解であればというのはもっとあれで、環境に出ては必ずその形が変わってしまうようなものは変わったものでやるとか、そんなことの検討が必要じゃないかなと思いますので、そこら辺も少し見ていただければと思います。

○辻室長 今の点、大変重要な点でございまして、当然それは現在の化審法の新規化学物質の審査でも、先生方にお諮りしていろいろお知恵をかりしているところでございます。

今、中杉委員の御指摘のように、水に触れると変わるとか、あるいは空気中に出るといったような形に変わるようなものを、じゃあ何で試験するのか、あるいは、既に試験がされたもので類推が可能なのかという点については、政府の委嘱します評価委員などの協力を得まして、そういう方の御知見もかりて、それではこの場合はこうしようというのを具体的にアドバイスできるように、体制を組みたいと考えております。

○池田委員長 中杉先生御自身も御参画ですが、化審法はその部分で随分いい経験を積んできたと思います。その経験は確かに生かしていただきたいと思います。

どうぞ。

○中下委員 先ほどの情報の公表のところですけども、いつから公表されるというふうにおっしゃいましたんでしょ。ちょっと確認をさせていただきます。

○辻室長 結果の方ですか。

○中下委員 結果です。

○辻室長 結果は集まり次第どんどん整理して入れていって、情報発信が可能になったら、その都度公表されるという形です。

○中下委員 それは年度末とかそういうことではなく、その都度集まり次第。

○辻室長 はい、集まってちゃんと整理して、データベースに入れればすぐ見られるような形にしたいと考えています。

○中下委員 そうするとその公表の方法について、今後検討すると書いてあるんですけども、この検討はどの場で行われて、我々が参加できるのでしょうか。

○辻室長 公表については、どういう形式にするか、どういうテンプレートに書き込んでいただくかというので、これは評価委員などの意見を聞いてやりたいと思っております。

それで結果については、毎年度この推進委員会を開きますので、そこで報告させていただこうかと考えております。

○中下委員 先ほど有田委員からもありましたように、公表の方法ですが、今これを見る限りでもファクトシートの方法と、こちらのNITEでおやりになっているのとで大分違いがあると思うんですね。ですから、一般国民にわかりやすくという観点ですと、できるだけ広く国民の声も聞いていただいた上で、公表の形式を決めていただきたいと思っておりますので、ぜひそういう意味で、またそういう部分についても、このような機会を設けていただけたらいいなと思っておりますが。

○池田委員長 どうぞ。

○中杉委員 今のところの確認ですが、私が理解をしている範囲では、実際にどうやって出すかというところの情報の出し方、ファクトシートの形にするか、NITEでやられているような形にするかというのは、それに入れるための情報を整備しましょうということで、あとそれぞれこれは合同でやるか、各省がそれぞれやるかで形、それを使って評価をしていくという話ですよ。

例えば、ここで出たデータを使って、例えば環境省がファクトシートをつくって出していくと。それは経済産業省もまた別な形で出していく。そういう形があるだろうと思うんですが、これは予算がつくかどうかというのは、財務省がそういうことを認めてくれるかどうかというのは非常に問題ではありませんけれども。

○辻室長 今の中杉委員の御発想ですが、一時的な情報としてはデータベースの一つの書式で出していくと。さらにそれをいろんなものに加工するというのは、また別の次元というふうに考えていただければと思います。

○池田委員長 どうぞ。

○有田委員 関連ですけど、これは今回調べたものをこういう形で公表するって先ほどおっしゃいましたよね。私は最初の説明でそういうふうに理解したんですが。

○辻室長 一つのお手本として参考にするということで、こういう形と決めたわけではないんです。

○池田委員長 どうぞ。

○関課長 先ほど申し上げましたが、OECDのHPVプログラムでさえも、実はスタートしたのも何年も前です。情報をどういう格好で出していったらいいかということに関しては、そう簡単に決まっていけないというのは、それなりに難しさがあるからなんですね。まさに皆さんの御関心はみんなわかるわけです。

その上で、市民の方の求めるような形の情報と、それから企業の方が求める情報と、これがまたいろいろ違ったり、先ほどの所有権の問題、あるいはコンフィデンシャルな情報をどう配慮するかとか。

まさにそういうような問題が、OECDの場合では、今ようやく、要するに問題の所在というんでしょうかね、それが整理できてきて、じゃあそれを具体的にシステムの中にどう落としとしていったらいいかということ、半ば試行錯誤するような格好で始まるような段階になっています。

ですから、今回この作業も、今の段階ではっきりいってこうしますというのは、とても言えない状況なんです、それでも、気持ちとしてはなるべく早く出したいですし、例えば国際的にうまくそういう組織が固まっていればそれは使いたいし、いや、それがやっぱりどうしても時間がかかるということであれば、じゃあ、どうやったら早く出せるかということを考えなきゃいけないしというのが、我々の思いだということで御理解いただければ、ありがたいなと思っております。

○池田委員長 現実の問題としては、例えばある物質を選びますね。スポンサーがつかますね。そのスポンサーは既存情報だけを集めればいいということであれば、これは割と手っ取り早くと言うと悪いかもしれませんが、それなりに作業が早く進むでしょうし、もしスクリーニング毒性までやろうということで、それもたまたま型通りで、一般に白物質と呼んでいるような結果が出てくれば、これは話は簡単ですし、かなり「うんっ？」と思うような所見があれば、もうちょっと考えたいということになるでしょうね。

多分、4年計画と言いますが、最初はそんなにどんどん出てくるものでは、多分ないんじゃないでしょうか。ちょっと楽観的過ぎるかもしれませんが、あるいは悲観的過ぎるかもしれませんが。

4年たった時点で、目標としては172。その中で不要なものは除かれていくかもしれませんが、集まれば、それも基本情報がまず集まると。

先ほど中杉先生もおっしゃったように、その次、目的に従ってそれをどう確保していくかというのは、ちょっと別のプロジェクトになっていくかもしれませんね。

よろしいでしょうか。

どうぞ。

○小倉委員 今のお話に関連しまして、産業界と申しますか私どもは、まず有害性情報の収集というところがワンステップだと。

きょうもお話しございましたように、その次はリスクをどう見るかと。その場合には、いわゆる暴露とか、それから特にどういう用途に使うのかと。例えば、それは消費者まで広く行き渡る用途なのか、本当にどこか一部のプロセスの中だけで使われるようなものなのか。このところはどういう使い方をするんだというところをわかった方と申しますか、企業なり専門家が、元データの有害性データを使ってやっていきましょうと。そういうステップに順次になっていくと思うんですよね。その第一歩と申しますか、従来やっているつもりでございますけど。

ですから、いわゆる最終的なリスク評価まで含めたリスクコミュニケーションと申しますか、そういうものをどういう表現で外に出すかということと、とりあえず有害性データをそろえて、それを皆さんが見れるような形にしていきましょうというのは、ちょっとステップが違うと思っています。

そういう意味では私どもは、まず有害性データの収集のところを、今回のプロジェクトとしては注力していこうというのが、従来、政府とお話しさせていただいている中での私どもの理解です。

○池田委員長 どうぞ。

○田保委員 今のお話について、前回私もちょっと確認させていただいて、きょうの議論でも出てきま

したので、このプログラムとしては、各物質の有害性のデータを収集すると、それでそれを発信すると。

リスク評価というのは次の段階というか、別に動いていくということで理解しているんですが、そのデータが出てきた都度、すぐ公表になっていくというお話しでしたので。

懸念されるのは、いわゆるリスクの方に評価がちゃんとされていない状態で出ていくものについて、何か有害性が見出される試験結果があった場合に、いたずらに心配だというようなことが必要以上に出たり、そういうことがないような公表の仕方というか。もちろん、それまでにデータ精査がされるんだと思うんですけど。そういうところを、ぜひお願いしたいと思います。

○辻室長 はい、わかりました。検討させていただきます。

○池田委員長 ほかにどうぞ、御意見ございましたら。

多分、データが出てきますね。その評価に関しては、例えばGHSのシステムだとかがあって、その数字をどう読み取るかという受け皿は、国際的に大分できてきたと思うんです。

以前はデータがぱっとあるだけで、非常に大量にやらないと出てこない毒性なのに、毒性があるというふうにびっくりさせてみたり、逆に比較的少量で出てくるものを読み落とししていたり、いろんな場合があったと思うんですね。グローバルハーモナイゼーションシステムというのができて、その部分の物差しは次第にでき上がってきたと思います。その物差しを当てはめた結果までこのプロジェクトで出すかというのは、多分それは違うでしょうね。

このプロジェクトは一次資料をまず集める。世の中で大量に生産または使用されているものについて毒性情報がない、あるいはエコを含めて有害性情報がないというものはなくしようというのが、プロジェクトの最大の目的ですね。

どうぞ。

○有田委員 一時的にはそれでもいいんですけども、やっぱりリスクだ、ハザードだと国民が不安に陥らないようなという意見も出ますので、それで今後わかりやすさ等に配慮しと。今後検討というふうになっているので、それはここじゃなくて結構ですが、それも含めて一時的な情報収集した後の発信の仕方とか、整理の仕方は御検討いただきたいというふうに思います。

○中下委員 同じ意見です。これ、一番最初にプログラムの基本的考え方のIのところを書いてありますが、安全性情報を広く国民に発信ということが、このプロジェクトの大きな目的であるとすれば、やっぱりその部分まで入れないと、本来の目的は貫徹できないんじゃないか。私たちはこの情報を知りたいというのは、何もハザード情報だけを知りたいわけではなく、ここで書かれているのは、まさに身の回りで使われているものであったり、環境中に排出されるものであったり、ある意味でリスク情報ですよ。

ですから、ハザードももちろん知る必要はありますけれども、プラスしてそのような、今、国民がいろいろ不安を持っておられるとか、ここで書かれているような要望にこたえられるような形での発信を、どのセクションでも結構です、ここでなくても結構ですが、最終的にこの成果が活用されるような仕組みを、ぜひお考えいただきたいと思います。

○池田委員長 先ほど申し上げたのは、理解をしようにも一次情報がなければどうしようもないという部分です。

○中下委員 それはわかります。

○池田委員長 ほかにどうぞ。実はあと数分のところまで来ましたので、全く御発言なかった先生は多分いらっしやらないんじゃないかと思いますが、ここで一言言いたいという点がありましたら、どう

ぞおっしゃってくださいませ。

○有田委員 参考資料の説明をいただけますでしょうか。

○池田委員長 はい、どうぞ。

○榎林室長 先ほどからお話に出ていましたファクトシートを、今まで先生の御意見なんかも踏まえて、ちょっと紹介させていただきます。

例えば資料4の中に、10万t以上ある物質が14物質あるという御紹介がございましたけれども、そのうちの例えばベンゼンであるとかスチレンであるとかキシレンだとかブタジエンだとか6物質に関しては、この冊子で既に情報を整理させていただいています。

例えば、133ページをあけていただけますでしょうか。ここでは優先情報収集対象物質の中で、10万t以上の欄の2番目に掲げられているベンゼンについて記述がございます。国民の皆さんにわかりやすいようにということで、まずは「常温で無色の液体で」といったようなことが書いてあると同時に、基礎化学原料方面で使われていますけれども、「日常生活で直接触れることは少ないですよ」とあるとか、あとは「主に車の排気ガスに含まれて排出されますよ」ということで、毒性そのものと、あとは我々日常生活でどういった点で触れる可能性があるのかなといったもの、それから用途、排出、環境での動き、健康影響、体内への吸収、生態影響といったことで、おおむね3～4ページで整理させていただいています。

このファクトシート、現在はP R T R物質のうち、排出量が多いものから順次先生方に御意見いただきながらつくってまいりますけれども、今回のプロジェクトで得られたような成果については、こういったところにどどんどんどん反映していきたいと考えております。

以上でございます。

○池田委員長 ほかにも参考資料という形で、あるいは特に番号がついてない幾つかの資料をちょうだいしていますが、どなたか御説明をくださる方がもしあれば。あるいは見ていただくだけでOKということであれば、それでも結構です。

どうぞ。

○重倉 製品評価技術基盤機構の化学物質管理センターの重倉でございます。

本日は、このプログラムの推進の計画の中で、私どもの化学物質総合情報提供システムについて情報公開の一つの形態として、参考資料として提供させていただきましたけれども、こちらのシステムにつきましても、現在年間およそ300万アクセスをいただく程度のデータベースになっております。

主に先ほどから、委員の皆様から御指摘いただきましたとおり、現在のユーザーにつきましては化学物質の直接のユーザーさん、あるいは化学物質のメーカーさんが多いかと思えます。一般消費者の方がごらんになっている度合いというのは、まだそういう意味ではちょっと少ないのかなと。ただ、こちらは集計しにくいので、そこはよくわからないんですけれども、現在はMSDSをつくるとか、それを解釈するために使っておられるのではないかと考えております。

現在私ども、経済産業省から受託いたしまして、リスク評価関係につきましてもこのシステムで情報提供をすることを進めるプロジェクトを1つ実行しております、これが平成17年度、今年度で完了する予定でございます。これが完成いたしましたら、さまざまなリスクに関します用語の解説とか、各種の化学製品に含まれている化学物質がどれほど暴露し、どういうリスクを国民に与えているのかといった情報込みの情報提供システムができると考えておまして、Japan チャレンジプログラムの進捗とあわせまして、こちらで情報提供させていただければありがたいなと考えているところでございます。

今、皆様から御指摘いただきましたように、リスクコミュニケーションは大変難しいものがございます。特に、海外へ情報提供するとなると、ハザードに関してはいいんですけども、リスクの方については暴露の形態も度合いも違うということがございますが、その表現などでも難しいところがございます。ここら辺も皆様の御意見を伺いながら、いいシステムをつくっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○池田委員長 ありがとうございます。

きょうは大きなプロジェクトが2つございまして、1つは総論の話、それから各論が必ずしも煮え詰まる場所まではいきませんでしたけども、物質の顔を見ていただきました。どれぐらいの数が候補になっているかというのも見えていただきました。どれぐらいスポンサーがつくかというのは難しくて、やってみないとわからないという部分でございます。

本日のところは、大体これで意見が全部出尽くしたのではないかと思います。かつ、今後の予定も御紹介をいただきました。この次、委員の先生方にお目にかかるのは来年4月で、どれくらいできたかというのを伺わせていただこうと思います。

長時間にわたりまして本日、熱烈な御議論をいただきました。ありがとうございます。これでお開きにさせていただきます。御協力、厚く御礼申し上げます。

○辻室長 どうもありがとうございました。

閉 会